

## 【参考資料】 施工体制台帳、施工体系図作成等及び

### 「鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針」について

中部総合事務所県土整備局建設総務課  
令和元年12月

平成27年4月1日以降に入札公告又は指名執行通知を行っている工事については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）の改正により、公共工事を施工するために下請契約を締結した建設業者は、下請金額にかかわらず施工体制台帳を提出する必要があります。また、建設工事の生産性向上と元請下請関係の適正化及び建設労働者の就労環境の改善を図ることによる、担い手の確保・育成と建設産業の発展促進に向けて、「鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針」（以下「指針」という。）により元請負者及び下請負者が遵守すべき事項を定めています。については、下記事項にご留意のうえ、施行体制台帳等の作成、提出をお願いいたします。

#### 施工体制台帳、施工体系図、下請契約遵守事項報告書等の提出について

- 提出先：中部総合事務所県土整備局建設総務課
- 作成部数：2部（※うち1部は受付印を押印してお返しします）
- 提出期限：下請契約締結の日（元請負人を除く下請注文者の行った下請契約締結を含む。）の翌日から起算して20日以内に以下の書類の提出が必要です。なお、期限に遅延した場合は、代表者印又は会社印を押印した遅延理由書を添付してください。
  - ①施工体制台帳及び施工体系図の写し
  - ②施工体制台帳の添付書類及び鳥取県として求める添付書類（下記枠内の書類）
  - ③下請契約遵守事項報告書（様式第2号（第7条関係））
  - ④保険未加入者選定報告書（様式第1号（第6条関係））※元請負人を除く下請注文者がやむを得ず保険未加入者を契約の相手方とする場合は、元請負人が契約に先立って保険加入の指導をするとともに、様式第1号の報告書を期限内に県へ提出する必要があります。

#### 施工体制台帳の添付書類（建設業法施行規則第14条の2第2項）

- 1 発注者との請負契約書の写し（変更分を含む。）
- 2 作成建設業者と下請負人の下請契約に係る請負契約書の写し（変更分を含む。）
- 3 元請主任技術者、監理技術者、専門技術者関係書類
  - ① 主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面又はその写し
  - ② 上記主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はその写し
  - ③ 専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し

#### 鳥取県として求める添付書類

次の内容の下請工事を締結した場合は、見積書（内訳書を含む。）の写し  
とび工、型枠工、鉄筋工、塗装工、内装工

### 施工体制台帳に記載する下請負人の範囲について

施工体系図への記載及び施工体制台帳の作成が必要な下請負人の範囲は、「建設工事の請負契約」における全ての下請負人を指し、1次下請だけでなく2次下請等も記載の対象となります。

なお、「建設工事の請負契約」とは、建設工事の完成を目的として締結する契約をいいます。

トラックによる残土運搬のみの契約は対象外ですが、機械を使用して積み込む作業等を合わせて行うものであれば対象となります。クレーンについても、リース契約のみであれば対象外ですが、オペレーター付きの契約であれば、重機等での作業を行いますので対象となります。

資材購入、調査業務、測量業務などの内容は、施工体制台帳への記載の対象外です。（※ただし、記載されても差し支えありません。）また、交通誘導業務については、建設工事には該当しませんが、県の共通仕様書により施工体系図への記載及び施工体制台帳の作成が必要ですので留意してください。

### 下請契約の締結にあたって

下請契約の請負代金の額の決定に当たっての見積は、建設業法第20条第1項の規定の趣旨を尊重するとともに、下請注文者は下請負人に対して法定福利費を内訳明示した標準見積書の提出を書面により求め、提示された場合はこれを尊重するよう努めてください。また、工事に着手する前に、指針第7条（3）の規定により、元請負人にとっては別表2の条項を、元請負人以外の下請注文者にとっては別表3の条項を追加して記載した書面により下請契約を締結してください。

### 下請次数の制限、県外に本店を有する者との下請契約について

下請の次数制限や県外業者活用について、特段の理由がある場合は、あらかじめ元請負人が監督員に協議し、承認を受けてください。その際、協議書の作成にあたっては、指針別表1に留意してください。

#### （参考HP）

○鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針について〈鳥取県県土整備局 県土総務課〉

<https://www.pref.tottori.lg.jp/211686.htm>

○建設工事における適正な価格による下請契約に関する要綱について

〈鳥取県県土整備局 技術企画課〉

<https://www.pref.tottori.lg.jp/tekiseishitauke/>

ご質問、ご不明な点等ありましたら、以下の連絡先までご連絡ください。

鳥取県倉吉市東巖城町2番地

中部総合事務所県土整備局建設総務課 建設業担当

T E L : 0858-23-3214、3213、3212、3243

○提出書類一覧表

提出書類	初回報告	変更報告① (下請業者の 追加)	変更報告② (下請業者と請 負代金の変更)	変更報告③ (下請業者と工 期のみの変更)
・施工体系図	○	○	○	○
・施工体制台帳	○	○	○	○
1 発注者との請負契約書の写し	○	変更があった場合は、変更分を提出		
2 作成建設業者と下請負人の下請契約に係る請負契約書の写し	○			
3 元請負主任技術者、監理技術者、専門技術者関係書類				
①主任技術者又は監理技術者がその資格を有することを証する 書面の写し	○	—	—	—
②主任技術者又は監理技術者の雇用を証する書面の写し	○	—	—	—
③専門技術者をおく場合、その資格を有することを証する書面 及び雇用を証する書面の写し	○	—	—	—
・再下請負通知書（二次下請以下）	△（※1）	変更があった場合は、変更分を提出		
再下請通知人が再下請人と締結した契約書書面の写し	△（※1）			
・下請契約遵守事項報告書（様式第2号（第7条関係）） （適用対象となる契約は、建設工事下請契約（建設業法第2条））	○（※2）	○（※2）	○（※2）	—
・保険未加入者選定報告書（様式第1号（第6条関係））	△（※1）	△（※1）	—	—

（※1）該当する場合のみ提出

（※2）一次下請については原本、二次下請以下については写しを提出